

令和 7 年 12 月 9 日

令和 7 年 第 3 回 神奈川県議会 定例会

防災警察常任委員会 報告資料

くらし安全防災局

## 目 次

I	神奈川県水防災戦略の改定素案	1
II	神奈川県地域防災計画の修正素案	3
III	神奈川県富士山火山広域避難指針の改定（骨子）	4
IV	令和7年度の主な防災訓練の実施状況	5
V	第12次神奈川県交通安全計画の策定	9
VI	「神奈川県条例の見直しに関する要綱」に基づくくらし安全防災局所管条例の見直し結果	11
VII	地域防犯カメラ設置事業及び特殊詐欺等被害防止対策事業の取組状況	12

参考資料1 神奈川県水防災戦略改定素案

参考資料2 神奈川県地域防災計画（地震災害対策計画）修正素案

参考資料3 神奈川県地域防災計画（風水害等災害対策計画）修正素案

参考資料4 神奈川県地域防災計画（原子力災害対策計画）修正素案

参考資料5 条例の見直し結果一覧表

## I 神奈川県水防災戦略の改定素案

策定から6年目となる神奈川県水防災戦略について、現行の取組の成果や政策環境の変化を踏まえた対策の充実を図るため、来年度からの5か年を見据えた改定戦略の素案をとりまとめた。（別添「参考資料1」参照）

### 1 現行戦略における取組の検証

#### （1）被害軽減の取組を加速させるハード対策

遊水地の整備等、治水効果が高い大規模河川事業や、河川の能力を最大限に活かす堆積土砂の撤去等を戦略に位置付け、集中的に取り組むことで、着実な推進が図られている。

#### （2）災害対応力の充実強化に向けたソフト対策

市町村への財政支援や携帯トイレ等の備蓄強化などを通じて、避難所の生活環境整備等の着実な推進が図られている。

### 2 改定素案の概要

#### （1）対象とする災害（現行戦略から継続）

台風や豪雨による洪水、土砂崩れ、高潮、暴風等に係る災害とする。

#### （2）目標（現行戦略から継続）

住民による適切な避難行動を促進するとともに、水害や土砂災害による被害の最小化を目指し、次の目標を定める。

- ・「水害からの逃げ遅れゼロ」
- ・「県民のいのちを守り、財産・生活等への被害を軽減」

#### （3）対象期間

令和8年度から5か年

#### （4）対象とする対策（現行戦略から継続）

水害対策の基本的な考え方である流域治水の考え方沿って、必要な対策を講じる。

- ・被害軽減の取組を加速させるハード対策
- ・災害対応力の充実強化に向けたソフト対策

## (5) 対策の主な内容

- ・孤立地域対策の追加
- ・要配慮者など災害に弱い立場の方に目を向けた対応の追加
- ・大地震との複合災害の視点を踏まえた対応の追加

## 3 今後の予定

令和7年12月 県民意見反映手続（パブリックコメント）、市町村への意見照会を実施

令和8年3月 防災警察常任委員会へ改定案の報告  
神奈川県水防災戦略を改定、公表

## II 神奈川県地域防災計画の修正素案

神奈川県地域防災計画（地震災害対策計画・風水害等災害対策計画・原子力災害対策計画）について、近年の災害対応の教訓などに基づく新たな施策等を踏まえて、修正素案をとりまとめた。（別添「参考資料2、3、4」参照）

### 1 神奈川県地域防災計画（修正素案）の主な内容

#### （1）新たな施策の反映

- ア 神奈川県地震被害想定調査の見直し及び神奈川県地震防災戦略の改定
  - ・ 地震被害想定調査結果を踏まえ修正（地震災害対策計画）
  - ・ 神奈川県地震防災戦略の改定を踏まえ修正（地震災害対策計画）
- イ 神奈川県水防災戦略の改定（予定）
  - ・ 神奈川県水防災戦略の対象とする対策等を修正（風水害等災害対策計画）
- ウ 箱根山火山避難計画の改定
  - ・ 箱根山の噴火警戒レベルの改定を踏まえ修正（風水害等災害対策計画）
  - ・ 箱根山火山避難計画の改定を踏まえ修正（風水害等災害対策計画）
- エ その他の新たな施策
  - ・ 概括的被害状況の確認等を行うため、民間ヘリコプターのチャーター機の導入を追加（地震災害対策計画、風水害等災害対策計画）
  - ・ 県民の自助と共助の意識の向上を図るため、神奈川防災、かながわ防災パーソナルサポート、私の被害想定などを追加（地震災害対策計画、風水害等災害対策計画）

#### （2）国のガイドライン・指針等の改定内容の反映

- ・ 南海トラフ地震臨時情報が発表された場合の住民や企業の防災対応を追加（地震災害対策計画）
- ・ 原子力災害対策指針の改正を踏まえ修正（原子力災害対策計画）

### 2 スケジュール

- 令和7年12月 県民意見反映手続（パブリックコメント）を実施
- 令和8年3月 防災警察常任委員会へ修正案報告  
神奈川県防災会議で決定

### III 神奈川県富士山火山広域避難指針の改定（骨子）

令和7年3月に内閣府が公表した「首都圏における広域降灰対策ガイドライン（以下、ガイドラインという。）」を踏まえ、「神奈川県富士山火山広域避難指針 令和5年3月作成（以下、「指針」という。）」の改定に取り組む。

#### 1 指針の改定（骨子）

ガイドラインで示された「具体的な広域降灰対策の検討を進めるに当たっての考え方や留意すべき事項」を踏まえ、広域避難に関する取組等を指針に反映する。

##### （1）住民の安全確保

降灰量に応じた避難及び備蓄の強化について記載する。

- ・ 降灰量 30 cm以上の範囲の住民等は原則として安全な場所へ立ち退き避難（ライフラインの復旧又は影響の少ないエリア等への避難）
- ・ 降灰量が 30 cmに満たない範囲の住民は自宅等での生活を継続（ただし、通院による人工透析や介護サービスが必要な人等、直ちに生命に危険が及ぶおそれがあるときは、状況に応じて早い段階で避難）
- ・ 降灰の特性を踏まえた備蓄の強化（防塵マスクや防塵ゴーグル等）

##### （2）住民等に対する情報発信・周知啓発

気象庁が発表する「降灰の見通しに関する情報」等について記載する。

- ・ 気象庁等からの噴火や降灰に関する情報を適切に発信
- ・ 自宅等で生活を継続するための備蓄の周知啓発

##### （3）広域降灰の予測情報等に基づく避難

気象庁からの「降灰の見通しに関する情報」等の発表に基づく避難

- ・ 気象庁が発表する噴火警報、噴火警戒レベルや噴火の状況（火口位置を含む）、降灰の見通しに関する情報等を確認し、避難の必要性を判断
- ・ 降灰量の実測値に加え、適宜降灰の見込みを加味し、避難の必要性を判断

##### （4）ライフラインの状況を踏まえた避難

ライフライン障害の長期化等の状況に応じ、ライフラインが復旧している地域や影響が少ない地域へ避難

#### 2 今後の予定

令和8年2月 防災警察常任委員会に改定（案）報告

3月 「神奈川県富士山火山広域避難指針」改定・公表

## IV 令和7年度の主な防災訓練の実施状況

令和7年度の主な防災訓練について、現在までの実施状況は、次のとおりである。

### 1 国民保護図上訓練

国民保護事案における対策本部統制部の対応力強化を図るため、「令和7年度国民保護図上訓練」を実施した。

#### (1) 実施日

令和7年8月18日(月)

#### (2) 場所

県庁(横浜市)

#### (3) 訓練内容

アフリカ開発会議(TICAD9)の横浜開催を見据え、会場周辺のソフトターゲットを狙ったテロを想定したくらし安全防災局の初動対応に関する図上訓練(ミッション・リハーサル)を実施して、初動対処要員等によるテロ事案対処の習熟を図るとともに危機管理に関する職員の意識の醸成を図った。

#### (4) 参加人数

46人

### 2 職員緊急参集及び業務継続計画遂行訓練

大規模地震発生時における県職員の緊急参集訓練と、職員参集後の非常時優先業務の実施体制を検証する業務継続計画遂行訓練を実施した。くらし安全防災局では、参集職員による統制部設置訓練を実施した。

#### (1) 実施日

令和7年10月3日(金)

#### (2) 場所

各県機関(県内全域)

#### (3) 訓練内容

##### ア 職員緊急参集・業務継続計画遂行訓練

勤務時間外である午前7時に首都直下地震が発生したとの想定の下、職員が徒步等で緊急参集場所等へ参集するとともに、参集先の各所属で業務継続計画に基づく非常時優先業務等を実施した。

##### イ 統制部設置訓練

発災直後に災害対策本部を設置した想定で、本部の運営を担う統制

部における情報収集や関係機関との連絡調整、本部会議の開催準備などの一連の対処を行う統制部設置訓練を実施した。

#### (4) 参加人数

ア 職員緊急参集訓練

3,189人

イ 統制部設置訓練

226人

### 3 緊急消防援助隊部隊集結訓練

県外で大規模災害が発生した際、迅速に緊急消防援助隊神奈川県大隊を派遣できるよう、消防庁の要請から部隊集結に至るまでの訓練を実施した。

#### (1) 実施日

令和7年10月15日（水）、16日（木）

#### (2) 場所

県消防学校（厚木市）、各消防本部（県内全域）

#### (3) 訓練内容

台風の影響により静岡県内に大規模な土砂災害が発生したとの想定の下、消防庁による出動要請から出動隊数報告までの「情報受伝達訓練」、指定された集結場所に指定された時間までに集結する「部隊集結訓練」、集結場所における「土砂災害対応、重機等車両訓練」、「後方支援訓練」及び宿営地における「宿営場所運営訓練」を実施した。

#### (4) 参加機関等

ア 参加機関

24機関（県、県内23消防本部）

イ 参加人数

115人

### 4 ビッグレスキューかながわ（第46回九都県市合同防災訓練）

大規模災害発生時における県市と関係機関との連携を強化するとともに、地域防災力の向上等を図るため、医療救護活動、救出救助活動、避難所の開設・運営等に関する実働訓練を実施した。

#### (1) 実施日

令和7年11月9日（日）

#### (2) 場所

県立城ヶ島公園（三浦市）ほか

### (3) 訓練内容

大正型関東地震の発生による甚大被害を想定し、現場救護所における医療救護活動訓練、倒壊建物や土砂崩れ現場における救出救助訓練のほか、津波対策訓練や地元自治会による避難所設置運営訓練、避難所内保健医療福祉活動訓練などを実施した。

### (4) 参加機関等

#### ア 参加機関

106機関（県、自衛隊、警察、消防、在日米軍、日本赤十字社、米国赤十字社、医療関係機関、民間事業所、自主防災組織等）

#### イ 参加人数

約2,500人

## 5 高圧ガス地震防災緊急措置訓練

高圧ガスを取り扱う事業所等の地震防災意識の高揚を図るとともに、防災体制を検証し、関係機関等との連携体制の整備・充実を一層徹底するため、高圧ガスによる地震災害、事故を想定した実践的な訓練を実施した。

### (1) 実施日

令和7年10月8日（水）

### (2) 場所

旧横須賀市立上の台中学校（横須賀市）

### (3) 訓練内容

路上での高圧ガスの漏えい事故への緊急措置訓練や溶接作業時の安全装置のデモンストレーション等を実施した。

### (4) 参加機関等

#### ア 参加機関

8機関（県、警察、消防、（公社）神奈川県高圧ガス防災協議会等）

#### イ 参加人数

245人

## 6 石油コンビナート等防災本部訓練

石油コンビナート等特別防災区域における災害の発生を想定し、石油コンビナート等防災本部の迅速かつ的確な災害応急対策活動を図るため、防災関係機関や特定事業所との連携強化を目的とした図上訓練を実施した。

**(1) 実施日**

令和7年10月30日（木）

**(2) 場所**

県庁（横浜市）

**(3) 訓練内容**

首都直下地震により、横浜市内で原油タンクの火災及び原油の海上漏えいが発生、また、川崎市内でLPGタンク火災が発生することを想定した合同図上訓練（机上訓練）を実施した。

**(4) 参加機関等**

ア 参加機関

16機関（消防庁、県、横浜市、川崎市、警察、海上保安庁、消防、コンビナート事業所等）

イ 参加人数

67人

## V 第12次神奈川県交通安全計画の策定

現行の第11次神奈川県交通安全計画は、令和7年度で計画期間が終了することから、令和8年度から令和12年度までの第12次神奈川県交通安全計画を策定する。

### 1 神奈川県交通安全計画について

神奈川県交通安全計画は、交通安全対策基本法第25条第1項（都道府県交通安全計画等）の規定により、神奈川県交通安全対策会議（会長 知事）が、国の交通安全基本計画に基づき、県域における陸上交通の安全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱として策定するものである。

今次計画は第12次計画となり、計画期間は令和8年度から令和12年度までの5か年となる。

### 2 第12次神奈川県交通安全計画の策定のポイント

平成以降の本県の交通事故は、全体的に減少傾向で推移し、令和6年の死者数は109人と統計史上最少であったが、本年は増加に転じている。

本県の交通事故の特徴である、高齢者の事故が多く、二輪車乗車中の死者の割合が全国に比較して高い等の県の交通事故実態と、国の基本計画で示される変更点を踏まえ、これらに応じた対策を盛り込む。

### 3 計画の骨子案

#### (1) 基本理念

- ・ 「人優先」の交通安全思想
- ・ 少子高齢化が進展しても安全に移動できる社会の構築

#### (2) 陸上交通の安全

##### ア 道路交通の安全

###### 主な重点項目

- ・ 二輪車の安全確保
- ・ 高齢者を交通事故から守るとともに交通事故を起こさないための総合的対策
- ・ 子どもの安全確保のための環境整備
- ・ 歩行者の安全確保のための意識変容
- ・ 自転車の安全確保のための法令順守と通行環境の整備 等

##### イ 鉄道交通の安全

##### ウ 踏切道における交通の安全

#### 4 今後の予定

国の「交通安全基本計画（中間案）」に基づき、有識者で構成する「かながわの交通安全を考える懇話会」の意見も踏まえながら、第12次神奈川県交通安全計画（骨子案）を作成し、パブリックコメントを経て計画の最終案としてとりまとめる予定である。

#### （主なスケジュール）

令和8年1月 県民意見反映手続（パブリックコメント）の実施

令和8年3月 防災警察常任委員会に計画案を報告

「かながわの交通安全を考える懇話会」第3回会議で  
計画案の意見聴取

令和8年4月 神奈川県交通安全対策会議で審議、決定

## VI 「神奈川県条例の見直しに関する要綱」に基づくくらし安全防災局所管条例の見直し結果

県では、条例を常に時代に合致したものとする目的として、一定期間ごとに条例の見直しを行う全庁的な仕組みを定める「神奈川県条例の見直しに関する要綱」を制定し、平成20年4月1日から施行した。

条例の見直し周期は、5年を経過するごととしているが、今回、くらし安全防災局において所管する次の条例について、当該要綱に基づく見直し作業を行ったので、その結果を報告する。

### 1 条例の見直し結果

条 例 名	見 直 し 結 果
神奈川県犯罪のない安全・安心まちづくり推進条例	条例の施行、運用における課題や社会状況の変化に対応するため、本条例の改正及び運用の改善を検討する。

### 2 見直し結果に基づく措置の予定

今後、改正内容について検討を行い、改正を行うこととした場合には、原則として1年以内に議会へ改正案を提出する。

## VII 地域防犯カメラ設置事業及び特殊詐欺等被害防止対策事業の取組状況

県では、安全・安心まちづくりの取組として、防犯カメラの普及を図るための補助事業を実施するとともに、特殊詐欺等被害防止対策を推進している。

### 1 地域防犯カメラ設置事業の取組

#### (1) 概要

安全で安心なまちづくりの実現のため、地域防犯カメラの設置や自治会等が行う防犯カメラの設置支援を行う市町村に対して、補助を行っている。

なお、今年度については、国の重点支援地方交付金を活用し、補助率、補助上限額を臨時的に引き上げている。

設置者	補助率	補助上限額
民間団体（自治会等） 及び市町村	2／3	1台当たり 20万円

#### (2) 今年度の申請状況（第一回交付決定時点）

- ・申請市町村数 21市町
- ・交付決定台数 787台

### 2 特殊詐欺等被害防止対策事業の取組

#### (1) 特殊詐欺被害防止対策

##### ○ 絵本の作成、配布を通じた被害防止の啓発

特殊詐欺被害防止を啓発する絵本の作成、配布を通じ、親世代や祖父母世代など全世代を巻き込んだ啓発活動を展開し、防犯意識の醸成を図ることを目的としている。

令和5年度に実施した絵本のコンクールの最優秀作品を、令和6年度に製本し、県内のすべての小学1年生約7万人に配布を行った。

今年度は、12月下旬に県内の小学1年生に配布を行う予定である。

##### (2) SNS型投資・ロマンス詐欺被害防止対策

##### ○ 手口の特性に合わせた効果的な広報の実施

詐欺の新たな手口として、SNS型詐欺が急増し社会問題となっていることから、ホームページやSNSなどで注意喚起している。

また、主な被害者層である中高年を対象に、手口の特性に合わせ効果的なインターネット広告を実施している。

### (3) 間バイトによる犯罪加担防止対策

#### ○ 各種媒体を活用した集中的な広報の実施

若者がSNSなどを通じて安易に犯罪に加担する、いわゆる「間バイト」による犯罪加担を防止するため、啓発動画、ポスターを作成し、電車、バス等における交通広告や屋外デジタルサイネージ広告、インターネット広告等の広報を年3回実施している防犯キャンペーンの時期に合わせて集中的に実施している。